

保健師、助産師、看護師、准看護師、  
歯科衛生士、歯科技工士の皆さん！



令和4年は  
業務従事者届  
提出の年です！！



## 業務従事者届について

業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士は、関係法令により、12月31日現在の氏名、住所等の事項を、2年ごとに届け出ることが義務付けられています。



## 業務従事者届提出方法

- (1) オンライン届出  
今年から厚生労働省「医療従事者届出システム」によりオンライン届出が可能です。  
別紙『業務従事者届のオンライン届出のご案内』をご覧ください。
- (2) 紙による届出  
岩手県HPよりダウンロード、若しくは各保健所で配布している届出用紙を就業地の保健所に提出してください。



提出期限…令和5年1月16日（月曜日）

問い合わせ先：最寄りの県内各保健所 または 県庁医療政策室（019-629-5407）

岩手県公式ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/seido/1060336.html>